

令和 8 年度
甲府市都市計画道路見直し検討業務委託
特記仕様書

令和 8 年 8 月
甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、山梨県県土整備部「測量業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」に準拠し、甲府市(以下「発注者」という。)が委託する「令和8年度 甲府市都市計画道路見直し検討業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する事項を示すものである。

(法令等の遵守)

第2条 本業務は、本仕様書のほか次の法令等を遵守し業務を遂行すること。

- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)
 - ・道路法(平成27年法律第180号)
 - ・都市計画運用指針(令和7年3月 国土交通省)
 - ・都市計画道路見直しの手引き(平成29年7月 国土交通省都市局 都市計画課)
 - ・都市計画道路見直しガイドライン(平成19年3月 山梨県)
 - ・道路機能構造指針(令和2年4月改定 山梨県)
 - ・甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例(平成24年12月 甲府市)
 - ・その他関係法令、規則、通知、条例等
- ※いずれも最新版を使用すること。

(業務実績)

第3条 受注者は、過去10年以内に、地方公共団体が行う都市計画道路の見直し業務を受託し、履行した実績を有すること。

(配置技術者)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務目的を十分に理解した上で、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者、及び都市計画道路の見直し業務において必要となる高度な技量や多くの経験を有する者を適正に配置すること。また、管理技術者及び照査技術者についても、都市計画に関する高度な技術と豊富な知識を有する者とする。

- (1) 管理技術者は、前条記載の業務実績を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)の資格を有すること。
- (2) 照査技術者は、技術士(建設部門：都市及び地方計画)の資格を有すること。
- (3) 管理技術者と照査技術者を兼務しないこと。
- (4) 管理技術者と照査技術者のいずれかが、打合せ協議に出席すること。

(資料貸与及び取扱い)

第5条 業務の実施にあたり、発注者は、必要な資料について、受注者に貸与あるいは供与するものとし、受注者は、本業務に必要な資料等について収集し整理すること。受注者は、貸与品等について、破損、紛失等のないよう十分に注意し、業務終了後速やかに返却すること。なお、貸与品等の本業務以外への使用を禁じる。

【主な貸与品】

- ・ 甲府市都市計画道路見直し検討調査業務成果(平成22年度・23年度)

- ・ 甲府市都市計画道路見直し支援業務成果（平成 24 年度）
 - ・ 甲府市都市計画道路見直しガイドライン
 - ・ 甲府都市計画基礎調査業務成果（甲府都市計画区域）（令和 4 年度）
 - ・ (都) 大手二丁目浅原橋線外都市計画道路検討業務成果（山梨県：令和 2 年度）
 - ・ 平成 27 年度道路交通センサスペース現況 OD 表及び将来 OD 表【関東版】
（国土交通省関東地方整備局：令和 3 年 10 月）
 - ・ 令和 7 年度 甲府市都市計画道路見直し検討業務成果（令和 7 年度）
- 等

（業務の進捗状況等の報告・説明）

第 6 条 受注者は、月次で業務進捗状況を打合せ記録簿により発注者に報告するとともに、業務項目ごとに、その内容の詳細等について、発注者に説明すること。また、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正工程表を合わせて提出すること。

（検査・修補）

第 7 条 受注者は、成果物について発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

ただし、成果物が発注者の求める水準に適合しないものとして、発注者が修補を指示した場合は、速やかに指示に従うものとし、修正した成果物における再検査の合格をもって業務の完了とする。万が一、検査の合格後に成果物に不備が判明した際にも同様とする。

（成果物の帰属）

第 8 条 本業務における成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に使用、複写、流用、公表及び貸与してはならない。

（疑義）

第 9 条 本仕様書の記載内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。なお、協議及び打合せ事項については、書面のやり取りをもって有効とする。

（損害賠償）

第 10 条 受注者は、本業務の実施過程において発生した諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理すること。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではない。

（履行期間）

第 11 条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、次の業務項目については、各期日までに業務を完了し、業務期間内に検討内容を成果に反映すること。

- (1) 現況及び将来交通量推計、有識者検討委員会等
（期日：令和 8 年 1 月上旬）
- (2) 見直し素案の検証及び見直しに係る課題の整理、有識者検討委員会等
（期日：令和 9 年 2 月上旬）

2 その他業務の期日についても、必要に応じて発注者と協議の上決定する。

第2章 業務内容

(業務の目的)

第12条 都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法で定められた道路である。本市の都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少、低成長等の社会情勢や交通需要の変化に伴い、都市計画決定後、長期間が経過した未着手路線の整備の必要性に変化が生じつつある路線もある。

こうした中で、本業務は、令和7年度に実施した都市計画道路の現況や課題、見直し対象路線の評価等を踏まえる中で、将来交通量推計や費用便益分析などに基づき、見直し素案の検証を行うことを目的とする。

また、本業務において整理する交通解析データ及び道路ネットワークデータについては、将来の交通需要データの更新や都市計画関連業務への活用を見据え、継続的に利用可能な成果として整理するものとする。

(業務の対象)

第13条 本業務は、甲府都市計画区域内における甲府市内に計画された都市計画道路を対象とする。

(計画準備)

第14条 受注者は、令和7年度の業務成果を精査した上で、業務工程(全体・月毎)、連絡体制等を記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

なお、令和7年度の業務成果について、新たな情報等が生じた場合には、発注者に確認の上、必要に応じて更新を行うこと。

(将来交通量推計)

第15条 将来交通量は、令和7年度の業務成果を踏まえた都市計画道路ネットワークの必要性及び妥当性を検証するために推計を行うこと。なお、交通量の推計は、令和2年度に山梨県が実施した「(都)大手二丁目浅原橋線外都市計画道路検討業務委託報告書」を参考とし、実施すること。

(1) 将来OD表の作成

将来OD表は、将来の自動車の交通需要予測の基礎とするため、令和7年度業務で作成した現況OD表のゾーニングを踏まえ、本市から貸与する国土交通省関東地方整備局作成の「平成27年度道路交通センサスベース現況OD表及び将来OD表【関東版】」を用いて作成すること。

(2) 将来ネットワークデータの作成

将来ネットワークデータは、将来交通量を道路網に反映するため、令和7年度業務で作成した現況ネットワークデータを踏まえ、作成すること。なお、作成するネットワークデータは、将来の交通需要データ更新時に再解析が可能となるよう、ノード及びリンク情報を保持した編集可能な電子データとして整理すること。

また、将来ネットワークデータは、現在・将来において供用が予定・想定される道路網、及び令和7年度業務成果(見直し素案)に基づく道路網を反映したデータを作成することとし、配分条件の詳細は発注者との協議により決定す

ること。

(3) 将来交通量推計

将来交通量推計は、令和7年度業務成果（見直し素案）について、周辺道路や関連事業への影響を検証するため、作成した将来OD表を将来ネットワークデータに配分し、各路線・区間において推計すること。交通量推計の結果は、リンク交通量、平均速度、混雑度、周辺道路への影響度等について、図面作成等による結果の出力を行い、整備必要性の有無を判断する指標の集計整理を行うこと。

(概算事業費の算出及び費用便益分析)

第16条 都市計画道路の概算事業費を算出し、全体事業費も算出すること。なお、概算事業費は、未整備区間ごとに、用地費、補償費及び工事費（渡河部(橋梁)、鉄道交差部(橋梁、アンダーパス)、トンネル部の整備費用を含む）を区別し算出することとし、見直しによる削減金額が確認できるよう、現計画と見直し案を対比する形で取りまとめを行うこと。

また、未整備区間の整備に係る費用便益分析（B/C）を行うこと。なお、費用便益分析（B/C）は、概算事業費及び過年度業務（甲府市都市計画道路見直し検討調査委託：平成23年度）で実施した「費用便益比の算出」を踏まえ、路線単位で行うこと。

(見直し素案の検証)

第17条 将来交通量推計や費用便益分析等の結果を踏まえ、令和7年度業務成果（見直し素案）における周辺道路や関連事業への影響を検証し、最適な将来ネットワークを検討・構築する中で、見直し素案の検証を行うこと。なお、検証結果については、評価項目、判定結果及び判定理由を一覧表として整理すること。

(変更案の平面図作成)

第18条 住民説明等で使用する図面として、既存の平面図（地形と都市計画道路を重ねた1：2500の平面図）に、都市計画道路の変更案（幅員縮小、線形変更）を入れた平面図を作成すること。

(見直しに係る課題の整理)

第19条 廃止、変更の対象となった路線について、今後の都市計画手続きに向けた課題及び対応方針を整理すること。

(公表用資料の作成)

第20条 地元説明会等で使用する資料を作成すること。なお、資料は、イラストや図を適宜用いて、理解しやすい内容・表現とすること。

(有識者検討委員会運営支援)

第21条 見直し素案の検証にあたり、学識者等からなる外部有識者検討委員会（計2回）に諮るための資料作成、委員会への出席、委員意見の対応支援及び会議録の作成を行うこと。

(報告書の作成)

第 22 条 本年度の成果及び本業務の検討に際し収集した資料等を取りまとめた報告書の作成を行うこと。

(打合せ協議)

第 23 条 打合せ協議については、初回(業務着手時)、中間 2 回、成果品納品時の計 4 回を基本とする。また、別途打ち合わせが必要な場合はWEB 会議等を適宜実施すること。

なお、協議内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、発注者と受注者は相互に確認すること。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第 24 条 本業務の成果品は次のとおりとする。なお、電子データは、発注者が将来の都市計画道路の見直し等において再利用できる編集可能な形式(Excel、CAD、GIS 等)で納品すること。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 業務報告書(A 4 版) | 2 部(正 1 部 副 1 部) |
| (2) その他資料 | 1 式(打合せ簿等その他資料) |
| (3) 電子データ DVD | 1 部(報告書データ、交通解析データ、道路ネットワークデータ、図面データ、評価一覧等) |
| (4) その他、発注者が指示するもの | |